



【2026年度以降】各種資格認定に必要な症例数・単位数 一覧表

単位表 2020年度以降に取得した単位はこちら(PDF)

※申請要件は以下の内容に加えて必ず資格ごとの案内ページ・内規も併せてご確認ください。

資格申請マニュアルは、会員専用ページ内の「その他」または「お問い合わせ」の「マニュアル」にございます。

更新日：2025年6月25日

2025年12月22日

2026年7月23日

2026年8月31日

<日本麻酔科学会認定制度>

1.学会認定医 新規・再認定・更新

		新規	再認定	更新
申請対象者		本資格認定を受けたことがなく、厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けている会員	麻酔科認定医を喪失した会員	麻酔科認定医資格の有効期間内の会員
必要書類	職務経歴	医師免許取得後から申請現在まで（Web申請を行った日まで）の経歴書（医師免許取得後10年以上経過している場合は、直近10年分）	申請する年の5年前の4月1日から申請現在まで（Web申請を行った日まで）の経歴書	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書
	麻酔経歴			
	臨床実績報告書	提出不要		
	標榜許可証	提出不要		
	実績目録	単位有効期間分の学術業績・診療以外の活動実績の実績目録一覧（集会参加・領域講習）を提出すること		
単位		単位不要	4単位 ※A※E ・第1回申請の1月1日から3月21日までに申請する場合は、※Dを参照	4単位 ※A※E
単位有効期間		-	申請する年の5年前の4月1日から申請年の3月31日までの間※D	
申請期間		第1回 4月1日 認定 WEB申請：12月1日～3月21日 書類提出：3月31日 厳守（当日消印有効）	第2回 8月1日 認定 WEB申請：4月1日～7月21日 書類提出：7月31日 厳守（当日消印有効）	第3回 12月1日 認定 WEB申請：8月1日～11月20日 書類提出：11月30日 厳守（当日消印有効）
試験		なし		
審査料/登録料		11,000円（税込）/ 11,000円（税込）		
備考		学会認定医新規・再認定HP https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/certifying_new		学会認定医更新HP https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/certifying_update

<日本麻酔科学会認定制度>

2.学会指導医 新規・更新

		新規	更新
申請対象者		・過去に学会指導医を取得していた会員 ・学会専門医あるいは機構専門医を1回以上更新した経験がある会員 ・機構専門医の更新申請年度にあたる会員※G	・麻酔科指導医資格の有効期間内の会員
必要書類	職務経歴	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書	
	麻酔経歴		
	臨床実績報告書	単位 3)で申請する場合のみ提出必要 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間で指導症例が500例以上確認できる期間を年度ごとに提出※B	
	在籍証明書	提出不要	
	実績目録	1)～4)のうち、選択した項目の実績目録一覧(会員専用ページの実績目録より出力)を提出 例えば、1)を選択した場合、集会参加、麻酔科領域講習を出力 2)を選択した場合、集会参加、麻酔科領域講習、発表、論文・査読を出力	
単位		下記1)～4)のいずれかを満たすこと ※A 【正会員】 1)学術集会参加実績 12単位 ※C 2)学術集会参加実績 8単位 ※C+発表・査読実績 3.5単位 3)学術集会参加実績 8単位 ※C+指導実績(500例以上) ※B 【名誉会員・施設長】 4)学術集会参加実績 8単位 ※C	
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間	
申請期間		Web申請:毎年9月1日～10月21日 書類申請:毎年9月1日～10月31日(当日消印有効)	
試験		なし	
審査料/登録料		22,000円(税込)/11,000円(税込)	
備考		学会指導医 新規HP https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/supervisor_new	学会指導医 更新HP https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/supervisor_update

【必要症例・単位数における注意点】

※A	・単位有効期間は、書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日です 例 2026年に申請する場合は、2021/4/1～2026/3/31の5年間に取得した単位が算定可能となります
※B	・日本麻酔科学会認定麻酔科指導医(麻酔科指導医)に関する内規 第5条3号の要件で申請を行う場合に提出すること(第5条3号以外の要件で申請する場合、臨床実績報告書の提出は不要です)
※C	・この法人の年次学術集会に1回以上出席して取得した単位を含んでいることが必要です ・単位表(2020年4月1日以降取得)(PDF) に掲げる日本麻酔科学会主催(項番29、31、32、34)の参加、ならびに7ページの【別紙1】に掲載している麻酔関連学会主催(項番30、35、36)の参加、項番37の参加実績が加算可能です
※D	・ただし 1月1日から3月31日までに申請する場合は、申請する年の6年前の4月1日から申請する前の年の3月31日までの間に、所定の実績を有していること
※E	・単位表(2020年4月1日以降取得)(PDF) に掲げる日本麻酔科学会主催(項番29、31、32)の集会参加が加算可能です
※F	・標榜医許可証の認定機関は、厚生労働省(医政局総務課)です
※G	・指導医新規申請の場合、専門医を1回以上更新していることが必要です(学会専門医延長は専門医更新に該当しません) 初回の専門医更新申請時に指導医新規申請を同時に申請することは可能ですが、専門医を更新できなかった場合、専門医を1回以上更新したことにならず、指導医も不合格となります

3-1 機構専門医 新規 機構認定研修プログラム修了者

		書類申請
詳細HP		機構専門医 新規 https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/mechanism_new
申請対象者		・2018年度以降開始の機構認定研修プログラムを書類申請する年の3月31日までに修了された会員 ※機構研修プログラム修了から5年以上経過した方は、再度研修プログラムをやり直し
必要書類	職務経歴	医師免許取得後から申請する年の3月31日までの経歴書
	麻酔経歴	研修プログラム開始年の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書
	臨床実績報告書	研修プログラム開始年の4月1日から研修プログラム修了日までの臨床実績報告書(年度ごと・施設ごとに1枚作成) ※研修プログラムで以下の経験症例数を満たすこと※H ・麻酔科管理症例(局所麻酔を含む) 600例 <関連書類> 必要経験症例一覧表(機構プログラム認定者用)(PDF) 必要経験症例の定義(特殊症例の定義)(PDF) ・小児(6歳未満)の麻酔 25症例 ・帝王切開術の麻酔 10症例 ・心臓血管手術の麻酔(胸部大動脈手術を含む) 25症例 ・胸部外科手術の麻酔 25症例 ・脳神経外科手術の麻酔 25症例
	在籍証明書	提出不要
	研修修了証明書	研修プログラム責任者が専攻医に対して、研修プログラムで所定の研修を修了していることを証明する書類(有効期限は5年間) 詳細は、 麻酔科専門研修プログラム研修修了証明書(WORD)【2025年6月25日更新】 参照
	証明写真データ	受験申請のWeb申請時にアップロード
	AHA-ACLSまたはAHA-PALSプロバイダーコース	書類審査を申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに受講し取得したeCardのコピーまたは受講証明書(有効期限が切れていても取得日が単位有効期間内であればよい。受験科目にかかわらず書類申請時に証明書の提出必要)
	実績目録	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの実績(実績目録に記載の行番号I-(1)、I-(2)etcを該当の抄録、論文、証明書等に記載してください)
	実績証明書類	ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピー(抄録・論文コピー、各種証明書)を提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表(2020年4月1日以降取得)(PDF) を参照
単位		<2026年度～2029年度に申請する場合>New! 合計15単位 1) 学術集会等参加実績 5単位 ※I 2) 学術発表による発表実績 2単位 『(公社)日本麻酔科学会が主催する学術集会での発表』あるいは『「Journal of Anesthesia」「JA Clinical Reports」または「麻酔」への発表』のいずれかによる発表実績1単位以上を含み、必要単位を満たすこと 3) 専門医共通講習による実績 8単位 (必修講習AとB合わせて8単位) <必修講習A>各講習1単位、合計3単位 (e-Learningでの受講も可・1回の講習で60分1単位) 医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会 <必修講習B>各講習1単位、合計5単位 (e-Learningでの受講も可・1回の講習で60分1単位) 医療法制講習会 地域医療講習会 医療福祉制度講習会 医療経済講習会 両立支援講習会 <2030年度以降に申請する場合>New! 合計13単位 1) 学術集会等参加実績 5単位 ※I 2) 専門医共通講習による実績 8単位 (必修講習AとB合わせて8単位) <必修講習A>各講習1単位、合計3単位 (e-Learningでの受講も可・1回の講習で60分1単位) 医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会 <必修講習B>各講習1単位、合計5単位 (e-Learningでの受講・1回の講習で60分1単位) 医療法制講習会 地域医療講習会 医療福祉制度講習会 医療経済講習会 両立支援講習会 ◆単位とは別に以下の①②を申請条件の一部とする ※プログラム開始年は問わず専門医資格を過去取得したことがない新規申請者全員一律で適用 ①筆頭著書の論文による発表(必須) ②学術発表による発表実績(組み合わせにより1～3回) ※筆頭演者のみ認められる 詳細は、機構専門医新規申請 必要単位条件の改定についてを参照
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間
申請期間		Web申請: 毎年5月1日～6月20日 ※年次報告受付期間により、申請開始日が変更になる可能性があります。 書類申請: 毎年5月1日～6月30日(当日消印有効)
試験		筆記・口頭・実技(研修開始日から満3年経過後受験可能)
審査料/登録料		受験申請33,000円(税込) 書類申請11,000円(税込) / 受験・書類申請両方合格後に登録料11,000円(税込)
備考		※休職・退職の場合は、理由書と休職理由により証明書の提出が必要です。 理由書サンプル(PDF) <必要な証明書類> ・病気療養…施設の証明書、または診断書のコピー ・産休(育休)…施設の証明書、または母子手帳のコピー(申請者氏名、子の出生日が分かるページ) ・介護…施設の証明書、または要介護状態だった事実を証明できる書類のコピー

【必要症例・単位数における注意点】

※H	①研修プログラム必要経験症例のカウント:1症例につき、担当医1名のみカウント可能です。小児と心臓は1症例につき2名までカウント可能です。(指導症例はカウントできません) ②初期研修の取り扱いについて(研修プログラム) 初期研修中に認定病院において専門研修指導医が指導した経験症例を含めることが可能(期間は含められません)
	2019年度以降に研修プログラムを開始した専攻医について、心臓血管手術の麻酔症例は25例のうち人工心肺装置を使用した心臓大血管手術および心拍動下冠動脈バイパス術(OPCAB)の麻酔症例を必ず15例以上経験することとし、その他の心臓大血管手術症例を含めることができる 参考: 必要経験症例の定義(特殊症例の定義)(PDF)
※I	『(公社)日本麻酔科学会年次学術集会』への参加実績1回以上を含み、必要単位を満たすこと

<日本専門医機構認定制度>

3-2 機構専門医 新規

機構認定研修プログラム修了者以外

申請対象者	<学会専門医新規申請を行ったことがある方> ※学会専門医新規申請で科目合格となった方も含む	<学会もしくは機構専門医資格喪失者>	<学会専門医新規申請を行ったことがない方>
	新規2-①	新規2-②	新規2-③
	原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、学会専門医・機構専門医の保有歴が無い方 ■学会専門医旧制度、2015・2016・2017年度研修プログラム登録者)	以下のいずれかの条件を満たす学会専門医資格喪失者、もしくは機構専門医資格喪失者 ■学会専門医資格喪失者 ・機構専門医の初回移行更新申請の手続きを行わずに喪失した方 ・機構専門医の初回移行更新申請の結果、資格を喪失し、機構専門医再認定申請が可能な期間を超過した方 ■機構専門医資格喪失者 ・機構専門医資格喪失後 5 年以上超過した方（喪失後11年目以降は検討中）	過去に学会専門医もしくは機構専門医の保有歴が無く、学会専門医新規申請履歴が無い方
詳細HP	②-1 学会専門医制度廃止に伴う2024 年度以降の機構専門医新規申請について ②-1 学会専門医・機構専門医の保有歴が無い方 機構専門医新規申請に関する案内 (PDF)	②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について ②-2 専門医資格喪失者機構専門医新規申請に関する案内 (PDF)	②-3 学会専門医新規申請履歴がない方の今後の機構専門医新規申請に関する救済措置について 認められれば、翌年度に機構専門医新規②-1で申請可能

<日本専門医機構認定制度>

4 . 機構専門医 休止申請

申請対象者	機構専門医を保有しており、更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に53週以上非従事期間がある方 例:更新申請する年が2026年度の場合、2021/4/1～2026/3/31 ※休止申請は学会専門医から機構専門医への移行更新の方は対象外		
単位	不要	<申請方法> ・休止申請は、機構専門医更新申請の申請期間（毎年9月1日～10月21日、書類は10月31日当日消印有効）にWeb申請の上、以下の書類を郵送してください ・麻酔関連業務非従事期間（非従事期間）報告書（PDF） ・非従事期間を証明する書類（産休(育休)であれば、母子手帳のコピー、病気療養であれば、診断書コピー等） ・非従事期間報告書の証明者がいない場合は、「証明者がいない理由」を理由書にして提出してください ・休止申請と機構専門医更新申請を同時に行うことはできません（どちらか一方のみ申請）	
職務経歴・麻酔経歴	不要		
臨床実績報告書	不要		
審査料/登録料	不要		
備考	(I) 機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方 https://anesth.or.jp/files/pdf/dormant_acquisition_guidance_20240528.pdf 「認定申請制度に関するQ&A」 https://anesth.or.jp/files/pdf/kyoikuiinnkai_u40_ver2024_20240502.pdf		

学会専門医制度終了に伴う今後の専門医更新申請について

2023年度で日本麻酔科学会の学会専門医更新の申請が終了しているため
現在学会専門医を保有している方が機構専門医を取得する場合は、以下の通り申請を行ってください。

現在学会専門医の方、または学会専門医延長の方	
<学会専門医 延長 が認められた方> 延長は認定期間が5年延長され合計10年間になります。 要件を満たせば、延長終了年度まで 毎年 機構専門医更新申請を行うことが可能です。 次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください。	⇒機構専門医 更新を行う 機構専門医 更新申請（学会専門医から機構専門医への移行更新の方） https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/mechanism_update_migration
<学会専門医 更新 が認められた方> 認定期間の終了年度 に機構専門医更新申請を行うことが可能です。 次回の更新は、機構専門医更新の要件をご確認ください。	機構専門医更新 申請要件・必要単位

<日本専門医機構認定制度>

5. 機構専門医 更新

詳細HP		機構専門医更新HP https://anesth.or.jp/users/member/certificate_information/mechanism_update_renewing
申請対象者		機構専門医資格の有効期間が終了する年度の会員/学会専門医資格を保有している方（認定期間が5年の方は最終年度に申請・10年の方は毎年度申請可）
必要書類	職務経歴	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書
	麻酔経歴	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書
	臨床実績報告書	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの報告書
	在籍証明書	発行日時時点で在籍する施設が、単一施設週3日以上在籍していることを証明する証明書（発行日：申請する年の8月1日から10月31日までの間） ・在籍証明書サンプル(Excel) ・認定申請制度に関するQ&A
	実績目録	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの実績（実績目録に記載の行番号1-（1）、1-（2）etc を該当の抄録、論文、証明書等に記載してください）
	実績証明書類	ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピーを提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表(2020年4月1日以降取得)(PDF) を参照
従事要件		申請する年の5年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、継続して単一施設週 3 日以上麻酔科関連業務従事（ 通算 4 年以上必要 ）、申請時点で単一施設で週3以上の在籍証明書の提出があること
単位		<2026～2027年度に申請する場合>New! 合計50単位 所定の実績1)～4)の必須単位を含む合計50単位が必要です 詳細は、機構専門医更新 申請要件・必要単位 をご確認ください *****内訳***** 1) 診療実績 最小5単位必須（最大10単位） 【2027年度申請まで】診療実績10単位付与について ※麻酔科専門医をすでに連続して3回以上更新された方（申請する年の20年以上前に麻酔科専門医を取得した方）に対しては、診療実績の10単位が付与されます。<u>ただし臨床実績報告書の提出は必要です。</u> 2) 専門医共通講習（8単位必須、最大10単位） ＜必修講習A＞各講習1単位、合計3単位必須 医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会 ＜必修講習B＞各講習1単位、合計 5単位必須 医療法制講習会 地域医療講習会 医療福祉制度講習会 医療経済講習会 両立支援講習会 3) 麻酔科領域講習 最小15単位必須（上限なし） （うち10単位は日本麻酔科学会主催の領域講習の受講が必須） 4) 学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位必須（上限なし） ※最小6単位必須は日本麻酔科学会年次学術集会1回を含む学術集会参加単位で取得すること 学術集会への参加は6単位を超えてカウントできません。 <2028年度以降に申請する場合>New! 合計50単位 所定の実績1)～4)の必須単位を含む合計50単位が必要です 詳細は、機構専門医更新 申請要件・必要単位 をご確認ください *****内訳***** 1) 診療実績 最小5単位必須（最大10単位） 【2028年度以降申請】診療実績10単位付与について 2026/4/1ニュース 資格（教育事業）【重要】診療実績単位用E-test 開始のお知らせ 参照 ※専門医更新申請における診療実績について、単位有効期間内に5種類のE-test受講・テスト合格で、どなたでも診療実績10単位が付与されます。<u>ただし臨床実績報告書の提出は必要です。</u> 2) 専門医共通講習（8単位必須、最大10単位） ＜必修講習A＞各講習1単位、合計3単位必須 医療安全講習会 感染対策講習会 医療倫理講習会 ＜必修講習B＞各講習1単位、合計 5単位必須 医療法制講習会 地域医療講習会 医療福祉制度講習会 医療経済講習会 両立支援講習会 3) 麻酔科領域講習 最小15単位必須 （うち10単位は日本麻酔科学会主催の領域講習の受講が必須・上限なし） 4) 学術業績・診療以外の活動実績 最小6単位必須（上限なし） ※最小6単位必須は日本麻酔科学会年次学術集会1回を含む学術集会参加単位で取得すること 学術集会への参加は6単位を超えてカウントできません。
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間
申請期間		Web申請：毎年9月1日～10月21日 書類申請：毎年9月1日～10月31日（当日消印有効）
試験		なし
審査料/登録料		書類申請33,000円（税込） / 11,000円（税込）
備考		※休職・退職の場合は、理由書と休職理由により証明書の提出が必要です。 理由書サンプル(PDF) ＜必要な証明書類＞ ・病気療養…施設の証明書、または診断書のコピー ・産休（育休）…施設の証明書、または母子手帳のコピー ・介護…施設の証明書、または要介護状態だった事実を証明できる書類のコピー ※研究・海外臨床に従事している場合は、資格申請時に、以下の書類の提出が आवश्यकです。 ●国内・海外での研究 1.研究機関における在籍証明書(職務経歴証明書、レターでも可) ※留学終了後に発行されたもの ※研究期間と申請者の名前が明記されており、施設長署名・公印があるもの 2. 研究内容証明書 研究内容証明書(日本語版)[2018年11月20日追加・2025年2月5日更新](Word) 研究内容証明書(英語版)[2025年2月5日追加](Word) ※週間勤務日数の記載必須 3. 研究業績(研究内容について発表した論文等のコピー) ※未発表の場合は、発表予定の有無を 2 の研究内容証明書に追記すること ●海外臨床 1.海外臨床機関における在籍証明書(職務経歴証明書、レターでも可) ※留学終了後に発行されたもの ※留学期間と申請者の名前の明記があり、施設長またはラボ責任者の署名があるもの 2. 臨床実績報告書(海外の勤務先の任意書式でも可) ※週間勤務日数の記載があり、年度ごとの臨床実績・責任者の署名が確認できるもの 3.現地の医師免許コピー

<日本専門医機構認定制度>
◆A～Eは、[認定申請制度に関するQ&A](#) の11ページに記載しているパターンです

6-1 機構専門医 再認定

機構専門医資格を喪失した方の再認定

A		機構専門医喪失後に機構専門医再認定申請を行う方（休止申請を行わず喪失した場合）		
詳細HP		(2) 機構専門医資格取得後、機構専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内		
申請時期		資格喪失後2年以内	資格喪失後3～4年	資格喪失後5～10年以内
申請期間		毎年9月1日～10月21日	毎年5月1日～6月20日	
従事要件		直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3日以上の麻酔科関連業務従事（ 通算4年以上必要 ）	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3日以上の麻酔科関連業務従事（ 通算4年以上必要 ）	◆②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について（PDF）の要件で機構専門医新規申請となる ※研修プログラム修了不要 ※資格喪失後11年以上は審査会による審議
必要単位		機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得※K（6ページ目下部参照）	機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得、および喪失後、年次学術集会の参加1回が必要※K（6ページ目下部参照）	
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日の間		
試験		試験免除	試験あり（口頭・実技）	試験あり（筆記・口頭・実技）
審査料/登録料		審査料 33,000円（税込）/登録料 11,000円（税込）	受験申請33,000円（税込）書類申請11,000円（税込）/登録料 11,000円（税込）	
必要書類	職務経歴	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書		
	麻酔経歴			
	臨床実績報告書	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの報告書（年度ごと・施設ごとに作成）		
	在籍証明書	試験免除の場合：申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行された単一施設週3日以上の在籍の記載があるもの 試験ありの場合：申請する年の4月1日～6月30日までの間に発行された単一施設週3日以上の在籍の記載があるもの	<関連書類> ・ 在籍証明書サンプル（Excel） ・ 認定申請制度に関するQ&A	
	証明写真データ	不要	受験申請のWeb申請時にアップロード	
	AHA-ACLSまたはAHA-PALSプロバイダーコース	提出不要		
	実績目録	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの実績（会員専用ページ・実績目録から出力）		
	実績証明書類	ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピーを提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表（2020年4月1日以降取得）（PDF） を参照		

B		休止申請が認められた方の再認定（休止期間終了年度の再認定）				
詳細HP		(1) 機構専門医休止期間を取得したときを対象にしたご案内				
申請時期		休止期間4年以内	休止期間5年以降			
申請期間		毎年9月1日～10月21日				
従事要件		直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、継続して単一施設週3以上の麻酔科関連業務従事（ 通算4年以上必要 ）	休止期間終了後（5年目以降）は、一旦資格喪失となる⇒ 再認定A へ			
必要単位		機構専門医更新で必要な50単位+休止期間1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得※K（6ページ目下部参照）				
単位有効期間		直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日の間				
試験		試験免除				
審査料/登録料		審査料 33,000円（税込） / 登録料 11,000円（税込）				
必要書類	職務経歴	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書				
	麻酔経歴					
	臨床実績報告書	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの報告書（年度ごと・施設ごとに作成）				
	在籍証明書	試験免除の場合：申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行された単一施設週3日以上の在籍の記載があるもの ・ 在籍証明書サンプル（Excel） ・ 認定申請制度に関するQ&A				
	証明写真データ	不要				
	AHA-ACLSまたはAHA-PALSプロバイダーコース	提出不要				
	実績目録	直近認定日の1年前の4月1日から申請する年の3月31日までの実績（会員専用ページ・実績目録から出力）				
実績証明書類		ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピーを提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表（2020年4月1日以降取得）（PDF） を参照				

<日本専門医機構認定制度 移行措置>
◆A～Eは、[認定申請制度に関するQ&A](#) の11ページに記載しているパターンです

6-2 機構専門医 再認定

学会専門医資格を喪失した方の再認定

C		「学会専門医延長」あるいは「学会専門医更新」で認められた後、専門医資格を喪失した方		
詳細HP		(3) 学会専門医から機構専門医の移行更新審査の結果学会専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内		
申請時期		資格喪失後4年以内		資格喪失後5年以降
申請期間		毎年9月1日～10月21日		毎年5月1日～6月20日
従事要件		申請する年の5年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、継続して週 3 日以上 の 麻酔科関連業務従事（通算 4 年以上必要）		◆②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について（PDF） の要件で機構専門医新規申請となる
必要単位		機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得※K		※研修プログラム修了不要 ※資格喪失後11年以上は審査会による審議
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日の間		
試験		試験免除		試験あり（筆記・口頭・実技）
審査料/登録料		審査料 33,000円（税込） / 登録料11,000円（税込）		受験申請33,000円（税込）書類申請11,000円（税込） /登録料 11,000円（税込）
必要書類	職務経歴	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書		
	麻酔経歴			
	臨床実績報告書	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの報告書（年度ごと・施設ごとに作成）		
	在籍証明書	試験免除の場合：申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行された単一施設週3日以上 の 在籍の記載があるもの 試験ありの場合：申請する年の4月1日～6月30日までの間に発行された単一施設週3日以上 の 在籍の記載があるもの		<関連書類> ・ 在籍証明書サンプル（Excel） ・ 認定申請制度に関するQ&A
	証明写真データ	不要		受験申請のWeb申請時にアップロード
	AHA-ACLS または AHA-PALS プロバイダーコース	不要		不要
	実績目録	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの実績（会員専用ページ・実績目録から出力）		
実績証明書類		ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピーを提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表（2020年4月1日以降取得）（PDF） を参照		
D		「学会専門医延長」あるいは「学会専門医更新」で認められずに専門医資格を喪失した方		
詳細HP		(3) 学会専門医から機構専門医の移行更新審査の結果学会専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内		
申請時期		資格喪失後4年以内	資格喪失後5～6年以内	資格喪失後7年以降
申請期間		毎年9月1日～10月21日		毎年5月1日～6月20日
従事要件		申請する年の5年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、継続して週 3 日以上 の 麻酔科関連業務従事（通算 4 年以上必要）	どちらか選択可能	
必要単位		機構専門医更新で必要な50単位+喪失後1年につき、共通講習1単位・領域講習4単位の取得が必要※K	資格喪失後4年以内と同じ要件	資格喪失後7年以降と同じ要件
単位有効期間		申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日の間		
試験		試験免除		試験あり （筆記・口頭・実技）
審査料/登録料		書類申請33,000円（税込） / 登録料11,000円（税込）		受験申請33,000円（税込）書類申請11,000円（税込） /登録料 11,000円（税込）
必要書類	職務経歴	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの経歴書		
	麻酔経歴			
	臨床実績報告書	申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの報告書（年度ごと・施設ごとに作成）		
	在籍証明書	試験免除の場合：申請する年の8月1日～10月31日までの間に発行された単一施設週3日以上 の 在籍の記載があるもの 試験ありの場合：申請する年の4月1日～6月30日までの間に発行された単一施設週3日以上 の 在籍の記載があるもの		<関連書類> ・ 在籍証明書サンプル（Excel） ・ 認定申請制度に関するQ&A
	証明写真データ	不要		受験申請のWeb申請時にアップロード
	AHA-ACLS または AHA-PALS プロバイダーコース	不要		不要
	実績目録	申請する年の5年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間		
実績証明書類		ご自身で会員専用ページに登録した実績は、証明書コピーを提出すること 自動反映される単位、されない単位については、 単位表（2020年4月1日以降取得）（PDF） を参照		
E		学会専門医喪失中であり、機構専門医への更新を一度も行っていない方		
詳細HP		②-2 専門医資格喪失者の機構専門医新規申請について の要件で機構専門医新規申請 ※研修プログラム修了不要		

【必要症例・単位数における注意点】

※K	・2026年度以降の共通講習は、必修講習A(医療安全、医療倫理、感染対策)・必修講習B(医療法制講習会、地域医療講習会、医療福祉制度講習会、医療経済講習会、両立支援講習会)を各1単位ずつ取得する必要があります。★2028年度申請より診療実績は、単位有効期間内に5種類のE-test受講・テスト合格で、どなたでも診療実績10単位が付与されます。ただし臨床実績報告書の提出は必要です。
----	--